

別表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額から	給与等の収入金額の合計額まで	給与所得の金額
550,999円まで		0円
円 551,000	1,618,999	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額
1,619,000	1,619,999	1,069,000円
1,620,000	1,621,999	1,070,000円
1,622,000	1,623,999	1,072,000円
1,624,000	1,627,999	1,074,000円
1,628,000	1,799,999	「A × 4 × 60% + 100,000円」で求めた金額
1,800,000	3,599,999	「A × 4 × 70% - 80,000円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999	「A × 4 × 80% - 440,000円」で求めた金額
6,600,000	8,499,999	「収入金額 × 90% - 1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上		「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額

(注)《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額  
 ① 5,812,500円 ÷ 4 = 1,453,125円  
 ② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000円……A  
 ③ 1,453,000円 × 4 × 0.8 - 440,000円 = 4,209,600円

別表2 公的年金等に係る雑所得の速算表

年区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額(※)
昭和二十四年一月一日以後に生まれた方	[公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	600,001円から 1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円
昭和二十四年一月一日以前に生まれた方	[公的年金等の収入金額の合計額が1,000,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	1,100,001円から 3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

(注)《計算例》昭和34年1月1日以前に生まれた方(年齢65歳以上の方)で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合の公的年金等に係る雑所得の金額  
 3,500,000円 × 0.75 - 275,000円 = 2,350,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下の場合には控除額から-10万円、2,000万円を超える場合は-20万円し計算する。

# 令和6年度分 市民税・県民税 申告書の手引き

この申告書は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出する基礎となるものです。また、所得課税(非課税)証明書などの発行にあたっての資料にもなりますので、必ず期限までに提出してください。



申告書の提出期限  
令和6年3月15日(金)

問い合わせ先・申告書提出先

〒474-8701  
大府市中央町五丁目70番地  
大府市総務部税務課市民税係  
TEL (0562)45-6217(直通)



市民税・県民税の電子申告のご案内



確定申告受付のご案内

電子申告が可能になりました。詳しくは大府市公式ウェブサイトをご覧ください。  
 右のQRコードを読み取ることで確認できます。  
 市役所2階申告受付会場、または税務課市民税係窓口にご持参いただくか郵送での提出もできます。

※提出する前に、確認をお願いします。

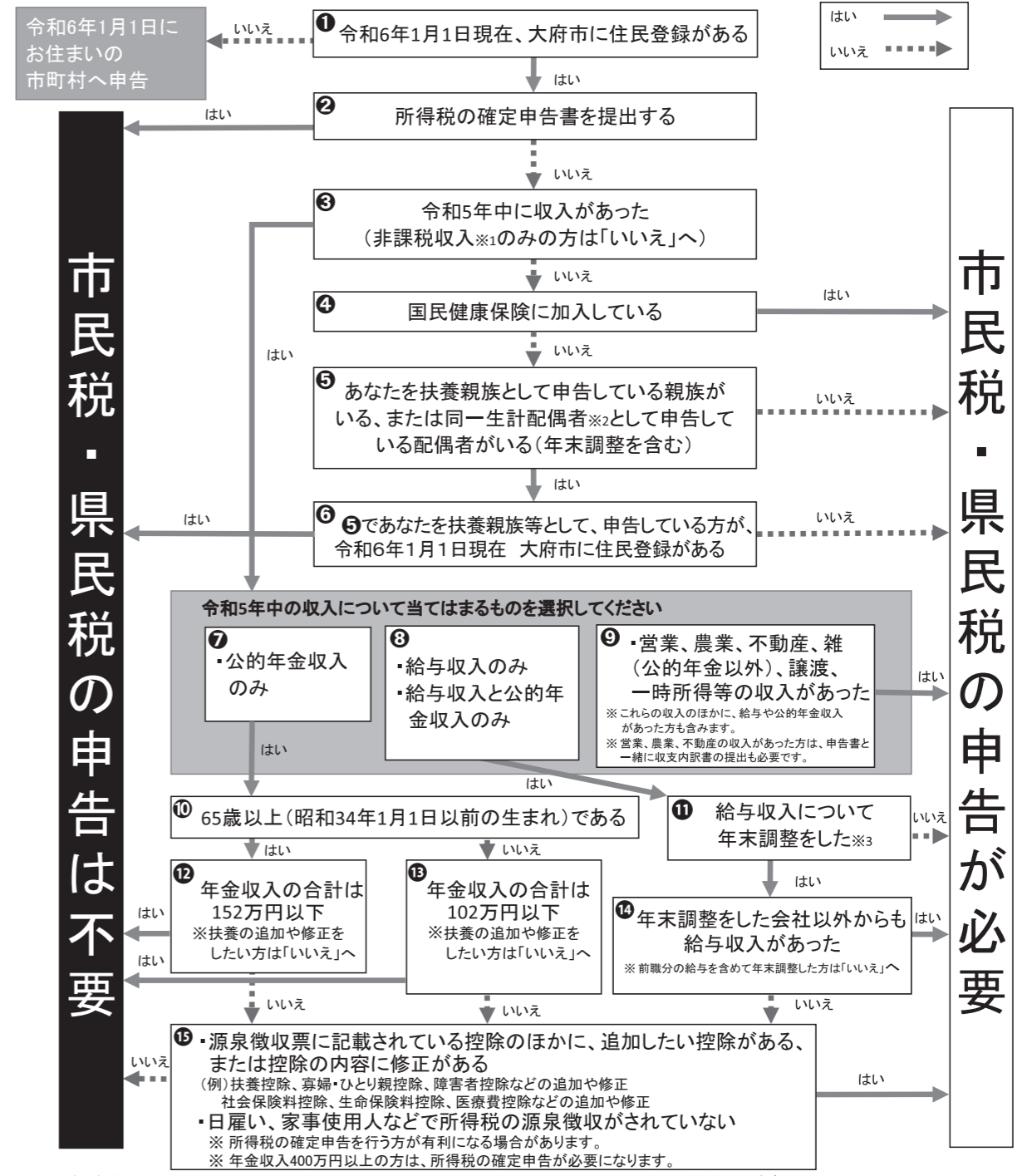
- 氏名の記入
- 必要な書類の添付
- 郵送するときは、封筒に郵便切手を貼ってください。

※申告に必要なもの

- ・市民税・県民税申告書
- ・所得の資料(源泉徴収票・収入のわかるもの)
- ・収支内訳書(事業所得、農業所得、または不動産所得のあるかた)
- ・所得控除の各種証明書原本
- ・マイナンバーがわかる書類の写し
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等)

市役所2階会議室での確定申告受付期間が変更になります。  
**令和6年2月8日(木)~3月15日(金)**  
 お間違えないよう、お気を付けてください。

## 市民税の申告が必要かどうか確認できます(フローチャートは目安です)



市民税・県民税の申告は不要

市民税・県民税の申告が必要

●分離課税所得及び退職所得

区分	種目	①収入金額	②必要経費	③差引(①-②)	④特別控除額	所得金額(③-④)
短期譲渡	9%適用分(一般)			⑤		⑥
	5%適用分(軽減)			⑦		⑧
長期譲渡	優良住宅地等			⑨		⑩
	居住用財産			⑪		⑫
株式等の譲渡	一般分			⑬		⑭
	上場分			⑮		⑯
先物取引	事業・雑			⑰		⑱
山林所得				⑲	⑳青色申告特別控除額	㉑
退職所得	①収入金額	②勤続年数	③障害の別	④退職所得控除額	⑤差引(①-④)	⑥所得金額(⑤×㉒)

分離課税所得がある方の書きかたは、税務課にお尋ねください

●源泉徴収票の添付のない給与所得者の記載欄

日	月	取	月	取	月	取	月	取	小計
1		4		7		10			
2		5		8		11			賞与等
3		6		9		12			

源泉徴収票が発行されない事業所の場合に月額(総支給額)を記載してください

●専従者控除

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
1		明・大・昭・平	生 ㉙月	
2		明・大・昭・平	生 ㉙月	
3		明・大・昭・平	生 ㉙月	

前年中に課税となる所得がなかった場合は、生活状況を記載してください

●所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	個人番号
		明・大・昭・平	生	

### 申告書記入の手順例

- ◆収入0円の申告
- ① 表面上部の住所氏名等を記入
  - ② 表面所得金額⑪合計に0と記入
  - ③ 裏面「所得がなかった方の記載欄」に生活状況等を記入
- ◆扶養の追加
- ① 表面住所氏名等を記入
  - ② 表面配偶者、扶養親族、16歳未満の扶養親族の欄に扶養に追加する方の氏名等を記入

※作成した申告書を郵送又は市役所税務課市民税係までご持参ください。この際、本人確認書類及び個人番号確認書類(マイナンバーカード、記載の変更のない個人番号通知カード、個人番号記載の住民票のいずれか)を郵送の場合はコピーの同封、ご持参の場合はご提示をお願いします。

●所得がなかった方の記載欄

1 前年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)又は一部の期間に所得がなかった方も、後日、所得課税証明書を交付する場合は基礎資料や国民健康保険税の判定資料として必要となりますので、下記の該当欄に所得がなかった理由、生活状況等を記入してください。	5 雇用保険・失業給付を受けていた。(受給期間 年 月～ 年 月) (受給額) 円
2 学生であった。	6 病気療養中(入院・通院)
3 傷病者や遺族の恩給・年金などを受けていた。(障害者年金・遺族年金・恩給・その他)(支払者) (受給額) 円	7 その他(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)の生活状況
4 貯金・蓄えで生活していた。	

(※1) 非課税収入とは、市民税・県民税の課税されない所得です。傷病年金や遺族年金、雇用保険の失業等給付などがあります。  
 (※2) 同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の方をいいます。  
 (※3) 会社等で年末調整をしても、会社等から大府市に給与支払報告書が提出されていない場合、市民税・県民税の申告が必要になることがあります。  
 QRコードは欄デンソーウェブの登録商標です。



### A 所得金額

区分	内容	所得の計算
営業等	製造業、建設業、小売業、サービス業、外交員、大工などの事業から生ずる所得	(収入) - (必要経費)
農業	農産物の生産・果樹などの栽培、家畜の飼育などの事業から生ずる所得	(収入) - (必要経費)
不動産	賃家・賃地・貸アパートなどによる所得	(収入) - (必要経費)
配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金など	(収入) - (元本取得のために要した負債の利子)
給与	給料、賃金、賞与など	(収入) - (給与所得控除額※別表1参照)
雑	公的年金等や恩給など	(収入) - (公的年金等控除額※別表2参照)
	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらないもの	(収入) - (必要経費)
譲渡(総合)	自動車・機械器具・書画等の土地・建物以外の資産の譲渡によるもの 保有期間が5年以内……短期譲渡 保有期間が5年超……長期譲渡	(収入) - (資産の取得費等) - (特別控除最大50万円) ※長期譲渡は上記所得の1/2
一時	懸賞当選品・生命保険の満期一時返戻金など	{(収入) - (必要経費) - (特別控除最大50万円)} × 1/2

### B 雑損控除

あなたや、生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者やその他の親族が災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合  
次のいずれが多い方の金額  
① (損失の金額 - 補てん金額) - (総所得金額等の10%)  
② (災害関連支出の金額) - 5万円

### 医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合  
(支払った医療費 - 補てん金額) - (10万円か総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い金額)  
※最高200万円  
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)  
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合  
(支払った特定の医薬品の購入費 - 補てん金額) - 12,000円  
※最高88,000円

### 小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法に規定された契約に基づく掛金などを支払った場合、その支払額

### 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったりあなたの給与から差し引かれている場合、その支払額  
(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料など)  
※生計を一にする配偶者やその他の親族が受け取る年金から天引きされている介護保険料等の社会保険料は、あなたの控除の対象になりません。

### 地震保険料控除

あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合、以下の表から算出した金額  
(最高25,000円、旧長期損害保険料部分については最高10,000円)

	支払保険料	控除額
地震保険料	～50,000円	支払保険料×1/2
	50,001円～	25,000円
長期損害保険料	～5,000円	全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2 + 2,500円
	15,001円～	10,000円

## 記載例

### 令和6年度分 市民税・県民税申告書

(R5.1.1～R5.12.31の所得分)

大府市長 殿  
年 月 日提出

住 現住所	〒474-8701 大府市中央町5-70	台帳番号		納税者番号	
所 フリガナ	同上	職業又は肩書		電話番号	47-2111
氏 名	大府 太郎	生年月日	明 治 大 正 昭 和 平 成	申告年	45 年 2 月 2 日
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	申告年	45 年 2 月 2 日	申告月	2 月
申告者の氏名	大府 太郎	性別	本人		

### A 所得金額

区分	①収入金額	②必要経費	③特別控除	所得金額(A-②-③)
営業等				
農業				
不動産	500,000	350,000		150,000
配当				
給与	300,000			202,000
雑				
総合計	800,000	350,000		450,000

### B 雑損控除

区分	①収入金額	②必要経費	③特別控除	所得金額(A-②-③)
雑損				
医療費				
社会保険料				
小規模企業共済等掛金				
生命保険料	100,000		50,000	50,000
総合計	100,000		50,000	50,000

### C 基礎控除

氏名	生年月日	生 形 態	控 除 額
大府 秋子	2011.10.20	子	55,555
大府 春子	22.2.22	配偶者	33,000
大府 夏子	22.2.22	配偶者	33,000
大府 冬子	22.2.22	配偶者	33,000
大府 太郎	7.8.8	本人	43,000
合計			1,344,500

### 生命保険料控除

あなたが支払った新(旧)一般生命保険料、新(旧)個人年金保険料、介護医療保険料がある場合、以下の表から算出した金額  
(保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています) ※最高70,000円

	支払保険料	控除額
旧制度	～15,000円	全額
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 + 17,500円
	70,001円～	35,000円
新制度	～12,000円	全額
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 + 14,000円
	56,001円～	28,000円

### C 障害者控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族が障害者である場合、以下の金額

区分	控除額
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

特別障害者…身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳にAと記載がある人、いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方

### ひとり親控除・寡婦控除

区分	要件	控除額
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等48万円以下)を有する単身者(前年の合計所得金額が500万円以下)の場合	30万円
寡婦控除	上記以外の寡婦(夫と死別し再婚していない方、夫の生死が明らかでない方、夫と離別し再婚していない方で子以外の扶養親族がいる方)で前年の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円

※事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいる場合を除く。

### 勤労学生控除

要件	控除額
学校教育法に規定する学生・生徒などで、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ、合計所得金額が75万円以下で勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円

### 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者所得(円)	納税者本人の所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人	38万円	26万円	13万円

○配偶者控除  
あなたと生計を一にする配偶者で、次のいずれにも該当する場合  
①合計所得金額が48万円以下  
②他の者の扶養親族、事業専従者に該当しない  
老人控除対象配偶者…昭和29年1月1日以前に生まれた人  
一般の控除対象配偶者…それ以外

○配偶者特別控除  
あなたと生計を一にする配偶者で、次のいずれにも該当する場合  
①合計所得金額48万円超133万円以下  
②事業専従者に該当しない

※納税者本人の合計所得が1,000万円以上の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はできません。

### 扶養控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族で、合計所得金額が48万円以下かつ事業専従者に該当しない場合、年齢によって以下の金額

○一般の扶養親族  
昭和29年1月2日～平成13年1月1日及び平成17年1月2日～平成20年1月1日までに生まれた方  
(23歳以上70歳未満及び16歳以上19歳未満)…33万円  
○特定扶養親族  
平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた方  
(19歳以上23歳未満)…45万円  
○老人扶養親族  
昭和29年1月1日以前に生まれた方(70歳以上)…38万円  
○同居老親等  
老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居を常としている方…45万円

※16歳未満の扶養親族は控除対象外です。

### 基礎控除

納税者本人の所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円